

## 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年7月5日

|         |      |
|---------|------|
| 石川県監査委員 | 不破大仁 |
| 同       | 一川政之 |
| 同       | 村上勝  |
| 同       | 作田有子 |

記

### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

### 4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

| 監査対象所属     | 監査実施年月日   | 監査の結果   |
|------------|-----------|---|
| 内灘高等学校     | 令和6年6月21日 | 所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おむね適正に処理されていると認める。  |
| 翠星高等学校     | 〃         | 期末手当の支出事務において、支出金額が誤っているものがあった。<br>今後、このようなことがないよう十分注意すること。   |
| 生涯学習センター   | 〃         | 所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おむね適正に処理されていると認める。  |
| 白山ろく民俗資料館  | 令和6年6月24日 | 前渡資金の口座振替日の誤りにより、振替不能となった金額を翌月の振替日まで資金前渡口座に残したまま持ち越し、当初の支払い時期を遅延していたものがあった。<br>今後、このようなことがないよう十分注意すること。<br>歳入歳出外現金の取扱事務において、受入金額を誤っているものがあった。<br>今後、このようなことがないよう注意すること。 |
| 白山自然保護センター | 〃         | 所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おむね適正に処理されていると認める。  |
| 鶴来高等学校     | 〃         | 〃   |
| 金沢伏見高等学校   | 〃         | 〃   |
| 津幡高等学校     | 令和6年6月25日 | 〃   |
| 宝達高等学校     | 〃         | 〃   |
| 七尾東雲高等学校   | 〃         | 〃   |
| 七尾高等学校     | 〃         | 地域手当の支給において、支払時期が遅延したものがあった。<br>今後、このようなことがないよう十分注意すること。  |